



報道発表資料

山形労働局 発表
平成29年11月9日(木)

担	山形労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 櫻井 治
当	賃金指導官 滝川 純子
	電話 023-624-8224

報道関係者各位

最低賃金周知キャッチフレーズ決定！

山形労働局では、本年度の山形県最低賃金（時間額 739 円）を広く県民に周知するため「山形県最低賃金周知キャッチフレーズ」の募集を行ったところ、山形県内外より 82 作品の応募がありました。10 月 20 日の応募締切後に選考委員会（会長：山形地方最低賃金審議会会長 山上朗（弁護士））を開催し審査を行った結果、入選作品が決定しましたので発表します。

入賞（1点）

「 739円 今年のルール 最低賃金 」
天童市 加藤進二（個人）

佳作（2点）

「 知ってますか 守ってますか 最低賃金 739円 」
長崎県 まみ （個人）

「 最低賃金チェックした？ パート・バイトも739円 」
山形市 畑 貴樹（個人）

入賞作品は、今後山形労働局が作成するポスター・リーフレット等に掲載して、広く県民に周知する予定です。